

2023年11月8日(水)

EIPS事務局

EIPSからの情報提供 Vol.75

○「関税・外国為替等審議会 関税分科会」配布資料

2023年11月7日(金)に開催されました「関税・外国為替等審議会 関税分科会」において、以下の資料が配布され公開されましたので提供させていただきます。

【配布資料】

- (1) 令和6年度関税改正検討項目
 - イ 個別品目の関税率の見直し：(資料1)
 - ロ 沖縄に係る関税制度上の特例措置(特定免税店制度)：(資料2)
- (2) 急増する輸入貨物への対応状況：(資料3)
- (3) 加糖調製品をめぐる動向等：(資料4)

(資料1) 個別品目の関税率の見直し

引き続き、国内産業を保護する必要があることから、分類変更される「ルイボス」に対し、税細分を新設した上で、現行と同水準の関税率を設定する。

詳細は、以下のURLをご確認ください。

[kana20231107siryo1-1.pdf \(mof.go.jp\)](#)

[kana20231107siryo1-2.pdf \(mof.go.jp\)](#)

※「ルイボス」とは、南アフリカの一部地域に自生するマメ科の落葉低木であり、2～3mm幅に切った葉がルイボスティーの原料となる。

(資料2) 沖縄に係る関税制度上の特例措置(特定免税店制度)

特定免税店制度について適用期限を3年(令和9年3月末まで)延長する。

詳細は、以下のURLをご確認ください。

[kana20231107siryo2-1.pdf \(mof.go.jp\)](#)

[kana20231107siryo2-2.pdf \(mof.go.jp\)](#)

※特定免税店制度は、沖縄の市中又は空港等の免税店において、沖縄から本邦の他の地域へ出域する旅客向けに販売される物品(外国貨物)について、20万円の範囲内で関税を免除する制度。

(資料3) 急増する輸入貨物への対応状況

近隣アジア諸国からの通販貨物の一部が航空貨物から海上貨物にシフトしたことにより、海上貨物の輸入許可件数も急増・高止まりしていることから、**一定の要件(※)**を満たす海上貨物について、申告項目の一部省略を認める簡易な通関手続

の対象とすることを検討（令和7年10月利用開始予定）

詳細は、以下の URL をご確認ください。

[kana20231107siryo3.pdf \(mof.go.jp\)](#)

(※) 制度対象貨物の要件（案）

- ・ 海上貨物混載業者が扱う通販貨物
- ・ 少額貨物(課税価格1万円以下)に係る免税制度の対象貨物
- ・ 消費税以外の内国消費税の課税対象とならない貨物
- ・ 他法令の証明・確認を要しない貨物
- ・ 原産地虚偽表示等がない貨物
- ・ 輸入申告・予備申告までに事前情報の提供がされる貨物で、NACCSにより申告されるもの

(資料4) 加糖調製品をめぐる動向等

◆ 糖価調整制度は、海外から輸入される原料糖と国内のさとうきび・てん菜を原料とする国内産の原料糖に大幅な内外価格差が生じる中で、その価格差を調整し、国内の甘味資源作物や、これを原料とする国内産の原料糖製造事業等の経営が成り立つようにすることで、国内への砂糖の安定供給を確保していく仕組み。

◆ 具体的には、海外からの安価な輸入原料糖から調整金を徴収することにより、輸入原料糖の価格が引き上げられる一方、甘味資源作物の生産者・国内産の原料糖製造事業者に対し、交付金を交付（図の緑色部分）することにより、国内産の原料糖の価格が引き下げられ、これらの措置により、両者の価格のバランスが図られ、国内において両者の価格は同水準（図の「国内価格」部分）となる。

詳細は、以下の URL をご確認ください。

[kana20231107siryo4.pdf \(mof.go.jp\)](#)